

南アルプス市電子入札の運用について

令和8年4月

1 電子入札の導入目的

南アルプス市では、入札手続きの透明性・公平性の確保、競争性の向上、入札参加者の負担軽減、入札契約事務の効率化と建設行政に関わるコストの縮減を図るため、平成21年12月以降に執行する一部の入札に電子入札を導入しています。

2 基本方針

電子入札の指定をした入札案件は、電子入札システムにより事務処理するものとし、原則として紙による入札は認めません。（紙入札を認める場合は、やむを得ない事情があると認められる場合に限り、入札参加者は、紙入札方式参加申請書を提出し、市の承諾を得なければなりません。詳細については、6ページの「26」を参照してください。）

本市が電子入札で実施する主な入札の方式は、次のとおりです。

- (1) 一般競争入札（事後審査型）
- (2) 指名競争入札
- (3) 総合評価落札方式（一般競争又は指名競争）

3 電子入札対象案件等

電子入札の対象案件は、利用者登録状況を勘案し、市があらかじめ指定します。電子入札対象案件に指定した入札は、入札公告又は指名通知書にその旨を明記します。

4 運用時間

電子入札システム、入札情報公開システム（P P I）及び電子入札ヘルプデスクの運用時間は、平日（土曜日、日曜日、休日を除く）の次の時間帯とします。

内 容	時 間
電子入札システム	午前8時から午後10時まで
入札情報公開システム（P P I）	午前6時から午後11時まで
電子入札ヘルプデスク	午前9時から午後5時30分まで (正午から午後1時までの間は除く)

問い合わせ先

株式会社日立システムズ 電子入札ヘルプデスク

TEL : 0570-021-777

5 入札参加者の利用者登録

電子入札における入札参加者は、J A C I Cが定める電子入札コアシステムに対応した認証局が発行した I Cカードを取得し、電子入札システムに利用者登録を行ってください。

- (1) I Cカードの登録枚数についての制限はありませんが、有効期限の異なるカードを複数枚登録することを推奨します。
- (2) 利用者登録の内容に変更が生じた場合や I Cカードを追加する場合は、速やかに登録内容の変更等を行ってください。
- (3) I Cカードが失効した場合は、新たに取得した I Cカードを再登録してください。

6 入札参加者のICカードの取扱い

電子入札において使用できる I Cカードは次のとおりです。

- (1) 登録法人等の代表者又は当該代表者から入札、見積及び契約締結の権限について委任を受けた受任者の I Cカード（受任者による電子入札への参加は、年間の委任状を提出している場合に限りです。）
- (2) 特定建設企業体（特定 J V という。）の場合は、当該特定 J V を代表する構成員の代表者又は当該代表者から入札、見積及び契約締結の権限について委任を受けた受任者の I Cカード
- (3) 入札時に使用できる I Cカードは、開札日時においても有効な I Cカード

7 ICカードの不正使用等の取扱い

入札参加者は、不正に登録 I Cカードを用い、又は失効事由が生じている登録 I Cカードを用いて電子入札に参加することはできません。開札後、違反する入札が判明したときは、次の措置を行うことができるものとします。

- (1) 落札決定又は落札候補の取り消し
- (2) 契約締結の保留又は契約解除

8 入札情報公開システムによる公表

電子入札対象案件の入札情報及び入札結果、契約結果等の公表については、市ホームページに掲載又は書面による閲覧のほか、入札情報公開システムにより行います。

9 公表した案件情報の錯誤に対する措置

入札公告日又は指名通知日以降において、案件情報の表記に錯誤がある場合は、直ちに次のとおり案件の再登録を行います。

- (1) 錯誤案件に対して入札書の提出が行われるのを防ぐため、直ちに受付を締め切る。
- (2) 錯誤案件が錯誤である旨を案件名に追記し、入札参加者に修正した新規案件に改めて入札参加するよう示す。
- (3) 既に入札書の提出のあった入札参加者に対しては、電話、ファクシミリ、電子メール等の

確実に連絡のとれる方法で連絡し、修正した新規案件に対して入札に参加するよう依頼する。

10 期日等の設定

入札書の受付期間は、市が特に指定する場合を除き、原則として、開札日の前日及び前々日の2日間（その日が市の休日にあたる場合は、その前日とする。）とし、その受付時間は、次の時間帯とします。

受付日	受付時間
第1日目	午前8時から午後10時まで
第2日目	午前8時から午後5時まで

その他の期日及び日時の設定は、従来の運用に準ずるものとします。

11 入札書等の提出方法

入札参加者は、入札書受付開始日時から入札書受付締切日時までに入札に必要な事項を入力し、電子入札システムにより入札書及び積算内訳書を提出してください。

(1) 入札書

入札金額、入札参加者の商号又は名称、くじ番号（0から999までの任意の整数）等必要事項をすべて記載があるものを有効な入札書とするので、提出前には記載内容を確認してください。（入札書を提出した者は、[私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）](#)等に抵触する行為を行っていないことを誓約したものとみなします。）

(2) 積算内訳書（内訳書の表紙含む）

作成後、電子ファイルにより提出してください。また、積算内訳書の作成に使用するファイルは1ファイルとします。（ファイルの作成方法及びその取扱い方法については、5ページの「21」を参照してください。）

入札書及び積算内訳書（以下「入札書等」という。）が提出されたときは、電子入札システムにより受付票を発行します。また、入札締切日時の経過後直ちに電子入札を締め切り、紙入札参加者を除くすべての入札参加者にその旨を通知します。

12 入札の辞退

入札公告により入札参加申請をした入札参加者又は指名競争入札参加者が入札を辞退するときは、辞退届を電子入札システムにより提出してください。

13 開札の執行

開札は、事前に設定した開札日時に行います。当該入札に紙入札による参加者がいる場合は、開札の宣言後、封入封かんされた紙入札書を開封し、その内容を入札執行職員が電子入札システムに登録した後、システムによる開札を行います。

14 開札時の立会

電子入札における入札参加者は、開札に立ち会うことができるので、希望がある場合は申し出てください。（ただし、当該開札その他の事務等を妨害するおそれがあると認められる場合は、立ち会うことができません。）

電子入札の開札において、立ち会う入札参加者がいない場合は、当該事務に関係のない職員1名を立ち合わせるものとします。

15 入札書等未到達者の取扱い

入札公告により入札参加申請をした入札参加者又は指名競争入札参加者の入札書等が、入札書受付締切日時までに電子入札システムサーバーに到達しない場合は、失格者として取扱います。（失格者の取扱いになった場合は、次回の電子入札又は紙入札への参加を制限する場合がありますので、入札を辞退するときは、必ず辞退届を提出してください。）

16 入札書提出後の修正等の処理

入札書等は、入札参加者の送信データが電子入札システムサーバーに到達した時点で提出されたものとし、いかなる理由があっても書換え、引換え又は撤回することができません。

（電子入札システムによる入札書等の提出後、開札前に当該入札参加者の参加資格が喪失したと認められるとき（指名停止処分又は倒産等、又は他の案件を落札し配置予定技術者を配置できなくなったとき）は、当該入札書を無効として取扱い開札しません。）

17 落札者又は落札候補者の決定

開札後、電子入札システムに入札結果を登録し、落札者を決定します。（入札方式による落札者決定までの概要については、市ホームページに掲載する操作マニュアルを参照してください。）

事後審査型一般競争入札又は低入札価格調査基準額を下回る入札のため落札者を保留したときは、電子入札システムにより、その旨を入札参加者に通知し、落札者を決定したときは、落札者決定通知を落札者に送付します。

18 くじによる処理

落札者（又は落札候補者）となる入札に同額の入札が2以上ある場合は、電子入札システムに内蔵された自動くじ引き（以下「電子くじ」という。）を利用し落札者（又は落札候補者）を決定します。

19 落札者決定が遅れる場合の処理

落札者決定が開札予定日時から著しく遅延する場合、市は、電子入札システム等により当該入札参加者に状況の説明を行うものとします。

20 再度の入札

電子入札を行った結果、落札者又は落札候補者が決定しないときに再度の入札を行う場合は、次のとおり電子入札により実施します。

- (1) 再入札は、原則として、第1回目の開札の翌日（その日が市の休日にあたる場合は、その翌日とする。）に実施します。
- (2) 第1回目の開札の時間設定の状況により、当日に再入札を行う時間的な余裕があり、かつ、再入札を行う環境整備が整うと判断できる場合は、概ね3時間以上をあげ再入札を行うものとします。
- (3) 再入札を行う場合は、当該入札の入札参加者全員に入札結果通知とあわせて、その旨を通知します。
- (4) 再入札に参加できる者は、第1回目の入札において、有効と認められる入札を行った者のなかで、当該入札への参加を希望する者としますが、再入札への参加を希望しない場合は、辞退届を提出してください。
- (5) 辞退届の提出がない場合で、再入札の入札書が入札書受付締切日時までに電子入札システムサーバーに到達しない場合は、当該再入札への参加を辞退したものとみなします。（この場合、失格者の取扱いとは異なります。あくまでも辞退したものとみなすので、次回の電子入札又は紙入札への参加を制限することはありません。）
- (6) 再入札に紙入札が含まれる場合、入札書等の提出は、市が指定した日時及び場所に持参してください。

21 使用アプリケーション及びファイル形式等の指定

入札参加者が当該入札案件にて提出する書類（以下「提出書類等」という。）を電子入札システムの機能を利用して電子ファイルにより提出するときは、使用するアプリケーションソフト及び保存するファイル形式は下欄に掲げるとおりとします。

使用アプリケーション	保存するファイル形式
Microsoft Word	Word 2013形式以降のもの
Microsoft Excel	Excel 2013形式以降のもの
その他のアプリケーション	PDFファイル 画像ファイル（JPEG形式及びGIF形式） 上記以外のファイルで市が認めたもの

当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないよう入札参加者に明示します。

22 圧縮方法の指定

提出書類等をファイル圧縮する場合は、LZH形式又はZIP形式に限定するものとします。

23 提出書類等の持参の基準

提出書類等の取扱いにおいて、次に掲げる場合、入札参加者は、書面により持参又は郵送の方法で提出するものとします。（持参又は郵送による提出書類等は一式とし、電子入札システムによる電子ファイルとの分割提出は認めません。）

- (1) 電子入札の方式の種別により、提出書類等は電子化しないとしている場合
- (2) 提出書類等のファイル容量の合計が3MBを超える場合
- (3) 案件の特性等により電子化できない書類が含まれる場合

24 持参書類の提出期日及び提出場所

提出書類等の提出期限は、入札公告に示す当該提出書類等の提出期限と同一とします。
また、提出書類等の提出場所は、市が指定する場所とします。

25 ウィルス感染ファイルの取扱い

入札参加者は、ウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入のうえ常に最新のパターンファイルを適応して提出書類等を作成し、送信する際には、必ずウィルス感染のチェックを行ってください。（仮に、入札参加者から送信された提出書類等へのウィルス感染が判明した場合は、別途提出書類等を持参するよう指示するものとします。）

26 紙入札承諾の基準及び取扱い

電子入札に係る手続の開始日（入札公告日又は指名通知日をいう。）から入札締切日時までの間に入札参加者から紙入札方式参加申請書が提出されたときは、次の各号のいずれかに該当し、かつ、全体の入札手続に支障がないと認められる場合に限り、紙入札を承諾するものとします。（紙入札による参加の適否については、紙入札方式参加結果通知書により申請者あて通知します。）

- (1) 電子入札システムの障害又は通信障害の発生により、入札締切日時までに電子入札システムを使用した手続を行うことが困難な場合
- (2) ICカードが失効、閉塞、破損等により使用できなくなり、再発行の申請（準備）中であるが、再取得が間に合わない場合
- (3) ICカードの名義人が退職、異動等により使用することが不相当となり、再発行の申請（準備）中であるが、再取得が間に合わない場合
- (4) そのほか、天災又は入札参加者の責によらない事由により紙入札を行うことが真にやむを得ないと認められる場合

紙入札を承諾したときは、当該入札参加者を紙入札参加者として電子入札システムに登録します。（当該入札参加者を紙入札参加者として認めたときは、当該案件について、電子入札システムの使用を認めません。ただし、すでに電子入札システムを利用して提出された書類の送受信については、有効なものとして取扱います。）

27 紙入札を承諾した場合の入札書等の持参又は郵送

紙入札参加者として認められた者が、紙入札を行う場合の入札手続きについては、次のとおりとします。

- (1) 紙入札参加者の書類等の提出期限は、電子入札システムによる当該書類の提出期限と同一とします。（郵送による場合は、郵便書留等の配達記録が残るものを必ず利用してください。）
- (2) 紙入札参加者は、紙媒体による入札書、積算内訳書及び誓約書（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為等を行っていないことを誓約する文書）を提出するときは、次の手順により行ってください。
 - ① 封筒のサイズは、角型2号のものを使用する。
 - ② 封かん封印し、あて名の次に「入札書在中」と記載する。
 - ③ 入札の件名、入札日を記載する。
 - ④ 紙入札参加者の住所及び商号又は名称を記載する。（ただし、住所及び商号又は名称等が印刷された自社封筒を使用する場合は、この記載を省略することができるものとします。）
- (3) 紙入札参加者は、当該入札の落札者の決定がくじ引きとなった場合のため、あらかじめ電子くじに使用する3桁の任意の数値を入札書に記入してください。
電子くじを実施する場合は、市が紙入札参加者に代わって当該数値を電子入札システムに入力します。（ただし、入札書に電子くじに使用する数値の記載がない場合は、入札書に記載されている入札金額の上3桁の数字を電子くじに使用する数値として、電子入札システムに入力するものとします。）
- (4) 紙入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を提出してください。

28 入札参加者側の障害等により入札及び開札の日時を変更等する場合の基準及び取扱い

入札参加者側から障害等により電子入札ができない旨の申出があった場合に、市は、障害の内容と復旧の見込みについて調査するものとし、その取扱いについては次のとおりとします。

- (1) 復旧までに相当な時間を要すると判断され、かつ、次の各号のいずれかに該当する事由により、複数の入札参加者が参加できないと認められる場合には、入札又は開札の日時を変更することができるものとします。
 - ① 天災
 - ② 広域・地域的停電
 - ③ プロバイダ又は通信事業者に起因する通信障害等
 - ④ その他入札又は開札の日時の変更が妥当であると認められる障害（ICカードの紛失又は破損、端末の不具合等入札参加者の責めに帰すべき事由による障害を除きます。）
- (2) 入札又は開札の日時を変更したときは、電子入札システムを使用して、その旨を入札参加者に通知します。
- (3) 変更後の入札又は開札の日時を直ちに決定できない場合には、電子入札システムを使用して、入札参加者に、入札又は開札の日時の決定後に再度通知する旨を通知し、変更後の入札又は開札の日時を決定した場合は、再度その旨を通知します。

- (4) 入札参加者に送付する通知について、電子入札システムを使用して行うことができない場合には、電話、ファクシミリ、電子メール等を使用して行うものとします。

29 市の使用に係る電子計算機等の障害により入札及び開札の日時を変更等する場合の取扱い

市は、市の使用に係る電子計算機等の障害が発生した場合は、復旧の見込みについて調査し、必要があるときは、入札又は開札の日時の変更を行い、若しくは紙入札に切り替えるものとします。

- (1) 入札又は開札の日時の変更又は紙入札に切り替えたとき、既に入札している入札参加者の入札書等がある場合は、これを有効なものとして取扱います。
- (2) 入札又は開札の日時を変更したときは、電子入札システムを使用して、その旨を入札参加者に通知します。
- (3) 変更後の入札又は開札の日時を直ちに決定できない場合には、電子入札システムを使用して入札参加者に、入札又は開札の日時の決定後に再度通知する旨を通知し、変更後の入札又は開札の日時を決定した場合は、再度その旨を通知します。
- (4) 入札参加者に送付する通知について、電子入札システムを使用して行うことができない場合には、電話、ファクシミリ、電子メール等を使用して行うものとします。

30 免責事項

電子入札システムの利用により発生したいかなる損害についても、市は何ら責任を負わないものとします。

入札事務手続等比較表

1 一般競争入札

項目	内容	事務手続	
		紙入札	電子入札
公告	公告内容の閲覧	ホームページ	PP I
	設計図書の配布等	ホームページ	PP I 又はホームページ
	質問	電子メール	電子入札システム
	回答	ホームページ	電子入札システム
入札	入札場所	市役所会議室	電子入札システム
	入札書の提出	持参	電子入札システム
	積算内訳書の提出	持参	電子入札システム
	誓約書の提出	持参	不要
	委任状の提出	持参	不要
開札	開札場所	市役所会議室	電子入札システム
	落札候補者順位決定	入札点検表作成	電子入札システム
	開札・落札保留	開札結果発表	電子入札システム
	落札決定	電話・電子メール	電子入札システム
	事後審査書類提出	持参	持参(電子入札システム)

注1)

電子入札において、開札は電子入札システムで行い、落札候補者順位決定、落札保留、落札決定の通知は、電子入札システム内で確認することができます。入札者には利用者登録時に指定したメールアドレスあて、これらの通知書を発行した旨のお知らせメールを送付するので、このメールを受信したら電子入札システムにログインして内容等を確認してください。

2 指名競争入札

項目	内容	事務手続き	
		紙入札	電子入札
指名	指名通知の送付	郵送	電子入札システム
	受領書	電子メール	電子入札システム
	設計図書の配布等	ホームページ	PP1 又はホームページ
	質問	電子メール	電子入札システム
	回答	ホームページ	電子入札システム
入札	入札場所	市役所会議室	電子入札システム
	入札書の提出	持参	電子入札システム
	積算内訳書の提出	持参	電子入札システム
	誓約書の提出	持参	不要
	委任状の提出	持参	不要
開札	開札場所	市役所会議室	電子入札システム
	開札・落札決定	開札結果発表	電子入札システム
	保留の場合の落札決定	電話・電子メール	電子入札システム

注2)

電子入札において、入札の指名は電子入札システムで行い、この通知は、電子入札システム内で確認することができます。指名業者には利用者登録時に指定したメールアドレスあて、指名通知書を発行した旨のお知らせメールを送付するので、このメールを受信したら電子入札システムにログインして内容等を確認してください。なお、落札決定等の通知についても、注1と同様に電子入札システム内で確認することができます。